一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡愛川町半原字塩川添九一四の七九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び愛川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡愛川町半原字塩川添九一四の七九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び愛川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美束字吹谷三八六〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市落合字馬場渡二五二五の四、二五二七の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市八草町上小江戸一三二一の一・一三二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市七郷一色字大島六九の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市七郷一色字大島六九の九（次の図に示す部分に限る。）、六九の七、六九の八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字木ノ下字片渕山八〇七の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町下仁井田字須賀向三〇の三四三から三〇の三四五まで・三〇の三四八・三〇の三四九・三〇の三五一から三〇の三五九まで・三〇の三六五から三〇の三六七まで（以上十七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第二千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市七郷一色字大島六九の九（次の図に示す部分に限る。）、六九の七、六九の八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市真室川町大字木ノ下字片渕山八〇七の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県日進市米野木町南山七一三の七・七一四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七一四の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び日進市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道上川郡東神楽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市秋ノ宮字赤石沢一の一五・一の一六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市秋ノ宮字赤石沢一の一五・一の一六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市秋ノ宮字赤石沢一の一五・一の一六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市秋ノ宮字赤石沢一の一五・一の一六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二